

冬、積雪のシーズン
屋根の上って見えないところだから

大雪の前に是非ご検討ください。

皆様の生活を守っている屋根。この大切な屋根の上を見る機会はほとんど無いと思います。屋根は常に雨風や紫外線にさらされており、お家の中よりも傷みが出ていてもおかしくない状態にもかかわらず、雨漏れなどの症状がない限り気が付きにくいところもあります。そのためお家を建ててから、屋根の点検やメンテナンスを一度もしていないというお家は少なくありません。まず、屋根点検を行う必要性を知って頂きたいと思います。屋根はお家の傘とも呼べる部分で、皆様の暮らしを365日守ってくれています。適切な時期に健康診断をしてあげることで、劣化が起きたときに気が付き、被害が広がる前に修理もできます。できれば、屋根と一緒に外壁の点検も行ってください。

お家の屋根や外壁は、約10年ごとにメンテナンスを行っていくと、お家の寿命も伸ばすことができ大規模な修繕を防ぎ、結果的に費用も抑えることができます。
「あっ！どうしよう・・・まだ一度も点検したことがない！」という方のために

《症例》



今、目に見えるトラブルがなければ 屋根、外壁無料点検実施中!!

ご安心ください。ヨネダリフォームは強引なセールス等は一切いたしません。

屋根

- ✓ 築10年以上メンテナンスしていない。
- ✓ すでに雨漏りしている。
- ✓ 軒天が劣化している。
- ✓ 雨樋が壊れている。
- ✓ 瓦が何枚か割れている。

外壁

- ✓ 築後10年以上メンテナンスしていない。
- ✓ 外壁にひび割れがある。
- ✓ 外壁が粉を吹いている。
- ✓ カビ、色あせ、コケが気になる。



★このような症状がでているなら何らかの補修が必要です。
お早めにご相談ください。

屋根・外壁点検後

屋根・外壁工事が必要な場合

- 屋根が健康な状態を、写真に撮ってお見せいたします。
- 何年後くらいにメンテナンスが必要になりそうかアドバイスさせて頂きます。

屋根・外壁工事が必要な場合

- 劣化部分の写真と一緒に見ながら、詳細や必要な補修を説明いたします。
- お客様のご要望に応じて修繕、改修工事のご提案をさせて頂きます。
- ご要望に応じて、お見積書を作成いたします。
- 1社のみの判断でご不安でしたら、相見積りをおススメいたします。

無料点検のお申込みはこちらまでお電話にてお申込みください。

ヨネダリフォーム 0120-840-617

・屋根に雪が積もった状態の場合点検できません。お早めにお問合せください。
・予算なく無料点検を終了する場合もございます。

万が一の為に知っておくと心強い! 火災保険で補償される風災や雪災

火災保険が利用できるのは火事や台風のみといったイメージをお持ちの方も少なくないと思います。

実は、雪害で住居が破損した場合でも火災保険が適用されるケースがあるということをご存知でしょうか？保険のプランによっても異なりますが、火災保険は火事以外の自然災害にも広く適用されることがあります。自然災害は一般的に「風災・雹（ひょう）災・雪災・水災」があります。多くの火災保険で、加入すると初めからついている補償です。

弊社が関わってきた災害による修繕でこの時期圧倒的に多いのは積雪による、屋根関係の修繕です。今回は雪災の補償についてお伝えします。



このような症状が積雪のあと起こるのは他人事ではありません。



- 雪の重みで雨樋が曲がってしまった
- 雪の重さによって屋根の軒先が歪んでしまった
- ベランダの波板が雪の重さで割れてしまったなど



「雪災」とは 雪の重みや落下などによる事故または雪崩のことをいい、融雪水の漏入や凍結、融雪洪水、除雪作業による事故は除外されます。他にも雪災補償の対象となる被害もあります。たとえば、雪解けによる洪水（融雪洪水）で自宅に損害があった場合は、火災保険の「水災補償」で補償されます。

火災保険に「雪災」補償がついていれば、雪による被害を補償できます。

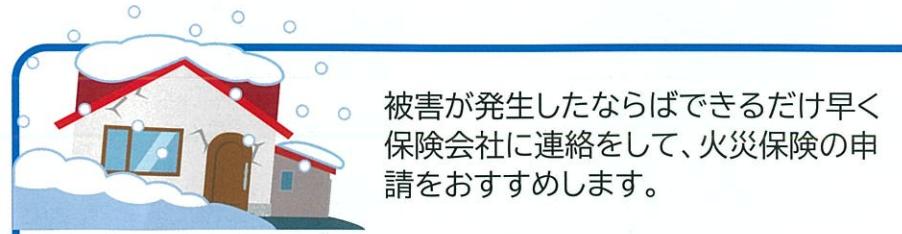
「雪災」補償が使えるケース

- 屋根が雪の重みで壊れた
- 積もった雪の圧力で窓ガラスが割れた
- 隣家からの落雪で自宅の壁や扉が壊れた
- カーポート（車庫）、物置などが大雪の重みによって壊れた
- アンテナや雨どい、太陽光パネルなどが大雪によって壊れた
- 給湯器、室外機が大雪のせいで故障した
- 爆弾低気圧によって発生した雪崩による建物の被害など…

※カーポート（車庫）や物置などは契約内容によって補償対象外になっている場合があります。

火災保険の対象とならないケース

- 自然災害ではなく、故意や過失による破損や経年劣化が原因の損害は対象にはなりません。
- 自然災害によって建物や家財に被害が生じたとしても、契約内容によっては20万円未満の損害額だと火災保険の補償対象とならないケースもあります。
- 損害の発生から3年を超えた場合は補償対象となりません。
- たとえ3年未満であっても、被害が発生してから保険申請までかなりの期間が空いていると、保険が下りにくくなる場合もあります。



「写真から判断して被災として認めるには無理がある」もしくは「過度な金額の請求である」判断されなければ、スムーズに保険会社から保険金が支払われます。

手続きとしては「保険金請求書」「修理見積書」「被災箇所の写真」が必要です。
「修理見積書」「被災箇所の写真」はヨネダリフォームにご相談ください。

*適正な価格かつ適切な見積り内容であると判断されれば、保険会社は現地調査を経ずに保険金を支払うことが多いのでスムーズに支払われます。

大雪・豪雪による被害は、全国で毎年報告されています。

雪の被害に困らないよう、火災保険の保険証券を今一度ご確認ください。

「火災保険で屋根修理できる」という詐欺トラブルも年々増加しております。

詐欺に合わないようするためには火災保険の保険金を請求する根拠をはっきり説明されること。

ウソの理由で保険金を請求させようとするのは論外です。十分ご注意ください。



上記の内容は一般的な保険についての例となります。

お客様のご加入の火災保険の保障内容につきましては当方では分かりかねます。
必ず保険会社にお問い合わせの上ご確認ください。